

広島県文化財保護審議会 史跡・埋蔵文化財部会 会議議事録

1 日 時 令和元年6月21日(金) 午前9時30分～正午

2 場 所 福山市神村公民館(福山市神村町松本)

3 出席者 委員：鈴木部会長、藤野部会長職務代理者、岡崎委員、佐竹委員
(秋山委員、岸委員、熊原委員は欠席)
事務局：沖埋蔵文化財係長、中山指導主事

4 審議内容 広島県史跡松本古墳の追加指定について

5 会議の内容

| | |
|-------------|--|
| 鈴木部会長 | ただ今から広島県文化財保護審議会史跡・埋蔵文化財部会の会議を開会いたします。 本日は、史跡・埋蔵文化財部会に所属する委員7名のうち4名が御出席ですので、広島県文化財保護審議会の組織及び運営に関する規程第7条第2項の規定により、会議は成立いたします。 開会に当たりまして、事務局から何かあれば発言願います。 |
| 事務局 (沖) | 現地調査に引続きまして会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。 これから、先ほど現地調査をしていただいた、広島県史跡松本古墳の追加指定について審議いただきたく考えております。 活発な御議論を賜りますようお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。 |
| 鈴木部会長 | それでは審議に入りますが、最初に、本日の会議の公開に係る取扱いを決めたいと思います。 今回審議対象は、個人所有の土地であることから、会議を公開することにより所有者に不利益が生じる恐れがあること等、会議の公正又は円滑な運営に支障が生じる可能性がございます。 したがって、指定に関して県教育委員会が判断を下すまで非公開とすることとし、県教育委員会による指定可否の決定後、議事録をもって公開するということではいかがでしょうか。 |
| 委員 | (異議なし) |
| 鈴木部会長 | 御異議ございませんようですので、本日の会議は、指定可否の決定まで、非公開といたします。事務局はそのように取り計らってください。 ----- それでは、審議に入ります。 墳丘北側隣接地については、3月8日の現地調査と会議で、追加指定が適当と判断し、私が調書を執筆しました。それでは事務局から、調書を朗読してください。 |
| 事務局 (中山) | (調書案朗読) |
| 鈴木部会長 | 調書案の内容について審議します。 意見があればお願いします。 |
| 鈴木部会長 | まず、私からですが、3段落目の「竪穴石室」を「竪穴式石室」に修正してください。 |
| 藤野部会長職務代理 | 【所見】の2行目、「黒崎古墳(尾道市)」は「黒崎古墳」でよいでしょう。3行目の福山市の古墳では、遺跡の所在地はまとめて記載されていますから、体裁を揃えた方がよいです。 |
| 鈴木部会長 | わかりました。 |
| 鈴木部会長 | 発掘調査報告書では、「石敷遺構」と記載されていましたが、調書案では「集石遺 |

| | |
|------------|--|
| | 構」としました。これは、意図して「石を敷いた」ものであるかが不明であるため、「石が集まっている」と説明する方が、誤解がないと判断したためです。この点について、調査者も含めて、この表現でよろしいでしょうか。 |
| 全員 | (異議なし) |
| 事務局 (沖) | 【所見】の最後の部分の「隣接地」は「対象地」とした方がよいのではないのでしょうか。「隣接地」とすると古墳の外側のような印象を受けます。今回の追加指定地は古墳の一部であるので、「対象地」とした方がよいです。国の史跡に指定する場合も「対象地」とされています。 |
| 鈴木部会長 | それでは、「対象地」としましょう。 【所見】の2段落目の1行目の「隣接地」は、どうでしょうか。 |
| 佐竹委員 | ここは、文脈からこのまま「隣接地」としても、問題ないでしょう。 |
| 藤野部会長職務代理 | 【所見】1段落目の2行目「横穴系の石室」の「系」を付けるなら、横穴式石室以外のものがあるということになりますが、あるのでしょうか。なければ「横穴式石室」とした方がよいです。 |
| 山岡調整員 | 長波古墳は導入期に横穴式石室を採用しており、古式の様相を示すことから典型的な横穴式石室ではないため、「横穴系」でよいと考えます。 |
| 鈴木部会長 | わかりました。 他に御意見はありませんか。 |
| 佐竹委員 | この調書案では修正は不要ですが、被葬者像に言及する場合には書き方に留意する必要があります。この調書案でいうと【所見】1段落目の「塩生産に関与した集団の首長墓」という部分がありますが、古墳の立地のみを根拠に被葬者の経済的基盤を断定するのは危険です。 この調書案では、「塩生産に関与した集団の首長墓」と想定しながらも、現時点では検証不能であることが記載されており、可能性の指摘に留めていることから、問題ないと考えます。 |
| 鈴木部会長 | わかりました。 |
| 鈴木部会長 | 御意見、御質問が出尽くしたようですので、お諮りいたします。 当部会は、広島県史跡松本古墳の追加指定について、指定にふさわしい旨、会長に報告することとします。よろしいでしょうか。 |
| 委員 | (異議なし) |
| 鈴木部会長 | 調書案は、以上の点については事務局が修正し、部会長が確認した上で、総会に諮るということでよろしいでしょうか。 |
| 委員 | (異議なし) |
| 鈴木部会長 | 事務局はそうように取り計らってください。 それでは、事務局にお返しします。 |
| 事務局 (沖) | ありがとうございました。 総会では、説明のため、図や写真等をつけます。 具体的には、史跡指定範囲の地籍図・平面図(地形図)に追加指定部分の枠を描きこんだもの・主要部分の写真等です。 準備が整いましたら、部会長に御相談いたします。 |
| 沖係長 | 本日は、現地調査、会議と、長時間にわたり熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。 本日の御意見を踏まえ、適切に、必要な事務を進めて参ります。また、修正した調書は、事務局から史跡・埋蔵文化財部会ご所属の委員の皆様へ送付いたします。今後とも、よろしくお願いたします。 |